

## 香川の伝統的工芸品等の魅力発信ウェブサイト構築及び運用・保守業務仕様書

**1 業務の背景と目的**

地域の生活の中で生まれ、受け継がれてきた香川県の伝統的工芸品や手袋、家具（以下「伝統的工芸品等」という。）などは、県民の生活に彩りや豊かさをもたらすとともに、香川県の魅力を伝える貴重な財産となっている。

一方で、伝統的工芸品等は、ライフスタイルの変化による需要の低迷や後継者不足などが急速に進行しており、再興のための対策が急務となっている。

この対策の一環として、本サイトを構築し、香川県の伝統的工芸品等の魅力を県内外へ効果的に発信することで認知度や興味・関心を向上させ、ひいては伝統的工芸品等や作り手への評価が高まることを目指す。

**2 委託期間等****1) 業務の委託期間**

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

**2) 細目業務ごとの委託期間****ア 構築業務の委託期間**

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

**イ 運用・保守業務の委託期間**

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

**3 構築対象のウェブサイト**

〔名称〕 未定（企画提案内容を参考に決定）

〔URL〕 <https://dentou.pref.kagawa.lg.jp>（想定） （ドメインは香川県で取得）

**4 委託料**

本業務委託期間中における企画、構築及び運用・保守業務に要する一切の経費（サイト設計費、サイト構築費、インターネット回線費、データセンター利用料、保守費、企画検討費、企画実施費等）は、委託料に含むものとする。

**5 構築業務要件****1) 全般要件**

- ・受託者は、契約締結後速やかに、業務の作業工程、内容及び責任者等を記載した業務実施計画書を事前に提出し、県の承認を受けるものとする。なお、業務の責任者については、十分な知識及び経験を有する者を選任すること。
- ・原則として月 1 回、プロジェクト進捗状況及び課題について報告すること。

- ・契約後は、提案内容を具体化するため、香川県と協議を行い、協議結果を踏まえ、改めて企画全体設計（コンセプト）を企画書で示すこと。

## 2) コンテンツ作成要件

- ・デザイン、サイト全体の見栄え、サイトの構成及びサイトのコンテンツについては、「1 業務の背景と目的」を達成できるように、受託者が県に対して提案すること。また、県が承認したデザイン・コンテンツ等を採用すること。
- ・ウェブサイトの構成、デザイン、コンテンツについては、伝統的工芸品等の魅力の効果的な発信と有意義な情報の提供に相応しいものとなるように、次の要素を適宜勘案したものを提案すること。
  - ① 美しい画像や動画を交えた視覚表現を用いて直感的に興味喚起する発信
  - ② 伝統的工芸品等と親和性の高い食、文化、アート、体験、観光等を組み合わせた発信
  - ③ ストーリー性を持たせて製品や作り手を紹介し、閲覧者の興味や共感を呼び起こす発信
  - ④ 作り手や販売店へのアクセス・コンタクトやさらに深い情報の取得に役立つ情報の提供
  - ⑤ 本ウェブサイトへの誘導・閲覧者増加や香川県の伝統的工芸品等の評価向上に役立つ有力サイトとの相互リンクの設定

## 6 サイト機能要件

### 1) 全般的要件

- ① 当ウェブサイトは全て静的ページで構成されるものとする。
- ② 日本の伝統に関心がある外国人に発信可能な多言語表記（日・英・仏・中を想定）とし、翻訳には Google 自動翻訳など経済性と正確性の両立した手法も検討すること。
- ③ 本サイト構成例は、仕様書別紙 1 のとおりとし、主要な原稿は、受託者であらかじめ準備し、県と調整しながら決定するものとする。なお、本サイトは、利用者の操作性を考慮した簡易で分かり易いユーザインターフェースであること。また、5 の 2) で作成したコンテンツを実装すること。
- ④ サプライチェーンの過程において意図せざる変更が加えられないように適切な措置を講じること。
- ⑤ トップページを含むすべての閲覧ページは、パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれの端末で閲覧しても見やすい仕様とすること。また、トップページ、各情報ページのレイアウト等については県と協議すること。
- ⑥ また、サイト閲覧者は、一般的に広く採用されているブラウザ（Microsoft Edge、ク

ルーム、サファリ、ファイアフォックスなど）から利用できること。

⑦ 運用開始後の本サイトの改修について、スポット対応（運用・保守業務とは別契約とする。）できること。

⑧ 本サイトのデータのバックアップができること。

⑨ アクセシビリティの確保に関して目標とする適合レベル：JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠対象範囲：本業務で作成する全てのコンテンツ（ただし、県が除外したウェブページなどは対象外とする。）

試験の実施：ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づきテストを実施すること（ただし、県が適用除外として、承認した達成基準は除く）。

・参考：ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」（<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/>）

⑩ 動画掲載については、YouTube など外部の無料サービスを利用することとし、サーバに動画情報を保存しないこと。

⑪ フリーワード検索機能（Google サイト内検索等の静的ページで組み込めるもの）

⑫ Google マップ埋め込み（作り手の工房やイベント会場を表示する機能）

⑬ SNS 等への誘導

Facebook、X、LINE のロゴアイコンを設置し、該当の記事ページを SNS でシェアできるように設定すること。（プラグイン機能は搭載せずにリンク設定で対応すること。）ユーザーにとってアクセスしやすい最適な配置とし、X の最新のロゴを用いること。

## 2) 非機能要件

サーバセグメントにある端末からアクセスした場合のオンラインレスポンスは平均 3 秒以内とする。

## 7 構築要件

① サーバは、日本国内に所在する外部のデータセンターに設置されたセキュリティの高いサーバとし、当該サーバは、インターネットと常時接続（100Mbps 以上）していること。

② 当該サーバは、本サイト専用に調達する必要はなく、搭載データ量、データ処理量を考慮したうえで支障なく運用できる仕様とすること。

③ ファイヤーウォールまたは WAF を導入し、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策を講じること。

④ 6 に挙げるサイトを運用できるようサーバを構築すること。

⑤ 利用者端末及びサイト管理用端末とサーバの間でのデータ受け渡し（登録、照会等）は、HTTPS 方式により行うこと。なお、HTTPS 方式による通信で必要となるサーバ証明

書は県が用意するが、サーバ証明書の適用等に必要な一切の費用は受託者の負担とする。  
また、本サイトの保守をリモートで行う際のサーバと端末とのプログラム、データ等の受け渡しは、FTPS や SFTP といった暗号化に対応した方式により行うこと。また、県が認める固定 IP アドレス以外からのリモート保守はできないように制限すること。管理者専用サイトへのアクセスについても同様の制限を行うものとする。

- ⑥ アクセス集計システム「Google アナリティクス」を組み込むこと。
- ⑦ Google、Yahoo!等主たる検索エンジンで検索結果上位への表示や SNS からのサイトへの流入など、当サイトへのアクセス数の増加につながる取組みを実施すること。
- ⑧ OS、ミドルウェア等は、最新のバージョンを利用すること。なお、技術的な問題等がある場合は、対応の可否について担当職員と協議し、その指示に従うこと。

## 8 テスト

- ① テスト期間（リリース前 2 週間を想定）を設定し、当該期間中に本サイト閲覧利用者等がテストできる環境を準備すること。
- ② Web アプリケーション脆弱性診断を実施し、脆弱性がないことを確認すること。
- ③ ウェブアクセシビリティの検証を行うこと。

## 9 運用・保守業務要件 1

本委託における運用・保守業務は、以下のとおりとする。

- ① 本サイト（本サイトを構成する運用サーバ（オペレーティングシステム、ミドルウェア等を含む。）、インターネット接続環境、不正侵入、改ざん防止、サーバ証明書の更新、その他本サイトの運用に必要な一切の設備等を含む。）の提供
- ② 本サイトの維持管理（セキュリティパッチ等の適用、サーバ証明書の適用及び更新・維持）、データのバックアップ（データバックアップは、サーバに保有するホームページを構成するために必要なデータを対象（動画データを除く。）に、月に 2 回以上実施し、直近 3 世代以上を保管すること。）
- ③ 運用サーバ・サイトの動作監視・運用監視、サーバ容量の監視
- ④ 障害時におけるサイト及びデータのリストア
- ⑤ 県からの問い合わせに応じること。なお、問い合わせ受付は、平日の 9 時～17 時とする。
- ⑥ 本サイトの障害・セキュリティインシデント等に速やかに対応すること。
- ⑦ 本サイトを構成する OS、ミドルウェア、ハードウェア等に脆弱性が検出された場合は、速やかに県に対して対応方法を含めた報告をするとともに、県が承認した対策を講じること。
- ⑧ 仕様書別紙 2 「情報セキュリティ要件」を遵守すること。

## 10 運用・保守業務要件 2

軽微な変更として、県からの指示に基づき、次に掲げる作業を運用・保守業務の範囲として行うこと。

- ① 県からの指示に基づきトップページ等にイベント情報を追加すること  
(月 1 回程度)
- ② ①のイベント情報から県HP等の既存のページにリンクさせること。  
(月 1 回程度)
- ③ 県の指示に加えて、受託者からも伝統工芸品等のPRに有用な情報を発信すること。(月 1 回程度)
- ④ 県から提供する画像、動画を追加、削除すること (月 1 回程度)
- ⑤ 県からの指示に基づきテキストの修正、レイアウトの変更等の軽微な作業を行うこと。例として伝統工芸士の氏名等の追加・削除・変更等を想定する。(月 1 回程度)

## 11 成果品（電子データ）

### ○ 構築業務

#### 1) 納入期限

令和 7 年 12 月 31 日

#### 2) 納入内容

納入前に、最新のウィルス対策ソフトを用いてウィルスチェックを行うこと。

- ①設計書一式
- ②コンテンツデータ一式
- ③ 8 に記載のテスト計画書、テスト実施要領、テスト結果表
- ④ウェブアクセシビリティ検証結果報告書一式
- ⑤Web アプリケーション脆弱性診断結果報告書一式
- ⑥運用サーバの環境説明書一式
- ⑦サービス実施計画書
- ⑧その他、本業務で生じた資料のうち県が指示する資料一式

### ○ 運用・保守業務

#### 1) 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日

ただし、2) ①は令和 7 年 12 月 31 日

#### 2) 納入内容

- ①運用・保守実施計画書
- ②運用・保守実績報告書
- ③その他、県が指示する資料一式（構築業務の成果物の改版したもの等）

○ 納入場所

香川県商工労働部経営支援課  
(高松市番町四丁目 1 番 10 号)

**12 その他（守秘義務等）**

- 1) 本業務により知り得た情報を許可なく外部に漏らし又は他の目的に使用してはならない。
- 2) 本業務の遂行における疑義及び本業務仕様書に定めがない事項が生じた場合は、県と協議の上定める。
- 3) 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、業務受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、業務受託者あるいは第三者に帰属する。